

# 平成25年度定期監査の結果に基づいた改善措置等の状況について

佐渡市監査委員は、平成25年度に実施した定期監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨の通知を受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。

いて支出負担行為票審査時に契約書をチェックし、問題のあるものは担当課へ返し、財務課と協議するよう指導している。

平成26年4月17日に開催した、財務事務研修において、改善するよう指導した。

## 2 財産に関する管理状況

### 指摘事項【前期】

財産台帳への施設の所管替え手続や記録誤りなど台帳整備の不備が見受けられた。

### 改善措置等の状況【前期】

平成25年度決算において、備品台帳と決算書に記載された備品の点検を実施した。

### 指摘事項【後期】

財産について、ほとんどの部署が財産・備品管理システムにより管理しているが、その所管する財産登録の整理が徹底されておらず、誤りが非常に多い。(所管の誤り、財産名称の誤り、数量の誤り、財産の登録・削除の不備、財産区分・品目名の相違等)

#### (1) 項目別指摘事項

- ア 譲渡した財産の未削除
- イ 財産・備品管理システムの登録備品と決算書一覧の備品との不一致

### 改善措置等の状況【後期】

ア 財産・物品の購入、処分及び所管替え等により異動が発生した場

## 1 歳入に関する執行状況

### 指摘事項【前期】

収入金の納期限の指定については、佐渡市財務規則第50条に規定されているが、その納期限より遅いものがあった。

また、佐渡市財務規則第51条第2項に収入金の調定を行う時期が明記されているが、その時期より起票が遅いものも見受けられた。

申請書により調定額が確定する使用料は、その都度調定を行う必要があるにもかかわらず、一括調定をしているものが見受けられた。

#### (1) 項目別指摘事項

- ア 毎月の保険料等の調定額が賦課及び収納システム等と不一致
- イ 使用料等の納期限の遅延
- ウ 還付未済額の処理誤り

### 改善措置等の状況【前期】

ア 賦課および収納システムの調定額は、死亡や所得更正等により随時変動しているが、財務会計上の調定額は、年金機構等とのデータ

連携の時差により、賦課システムの調定額よりも収入額が上回る場合があるため、年金機構等から支払の通知があった際に同額で調定を行う対応としている。(市民生活課・高齢福祉課)

平成26年4月17日に開催した、財務事務研修において、改善するよう指導した。

還付未済額の処理は平成26年度決算から改善予定(市民生活課)

還付未済額の処理は平成25年度決算書から改善した。(高齢福祉課)

### 指摘事項【後期】

佐渡市財務規則の規定と異なる手続きによる執行が見受けられた。

#### (1) 項目別指摘事項

- ア 調定通知書への金額算定根拠等の無添付
- イ 使用料、貸付料等の調定起票及び納付期限の遅延
- ウ 不動産貸付料の算定基準適用の誤り

エ 土地賃貸借契約の事務手続きの

不備及び契約内容の相違

オ 現金出納簿における確認印又は検査印の不備

### 改善措置等の状況【後期】

ア 調定は地方公共団体の長が行うものとなっていることから(自治法231)、調査は原課において行うべきものであり、決定後、会計管理者に通知することになって

いる。また、会計管理者がこれらを審査・確認することは会計事務に入らないことから(自治法170)、金額算定の根拠となる書類等の貼付は不要と解される。

平成26年4月17日に開催した、財務事務研修において、改善するよう指導した。

ウ 土地の評価額(財産台帳価格)は市有財産評価要領(平成21年訓令第30号)の定めにより固定資産税課税標準額を評価額としており、適切な処理と考える。

エ 平成26年4月17日に開催した、財務事務研修において、改善するよう指導した。また、会計課にお

佐渡市監査委員 清水 一次

佐渡市監査委員 中川 隆一